
7-3. 駐車場法の特例等

(法第 46 条第 14 項第 3 号 第 62 条の 9～第 62 条の 12)

■ 制度の背景・目的

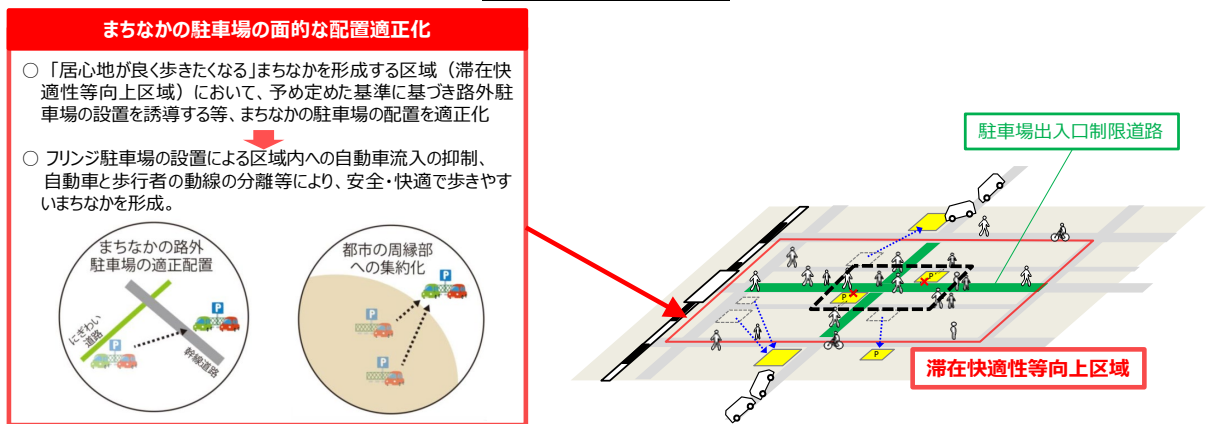
- まちなかウォークアブル区域においては、歩行者が安全かつ快適に歩くことができ、まちのにぎわいを生むイベントなどの活動が円滑に行える空間を創出することが重要です。
- このため、駐車場の配置や出入口の位置を適正化することにより、まちなかエリアの自動車交通の流れを整序し、駐車場への自動車の出入りによる自動車と歩行者との輻輳を避けることを目的に、特定路外駐車場の設置の届出等、出入口制限対象駐車場の自動車の出入口の設置の制限等、附置義務駐車施設の集約化の制度を設けています。

1. 特定路外駐車場の届出制度（法第46条第14項第3号イ 法第62条の9）

■ 制度の概要

- まちなかウォークアブル区域において、路外駐車場の配置を適正化するため市町村が都市再生整備計画に路外駐車場の配置及び規模の基準（路外駐車場配置等基準）を記載した場合には、市町村の条例で定める規模以上の路外駐車場（特定路外駐車場）を設置する場合に、市町村長への届出を義務づけるものです。

制度活用のイメージ



■ 対象区域：まちなかウォークアブル区域

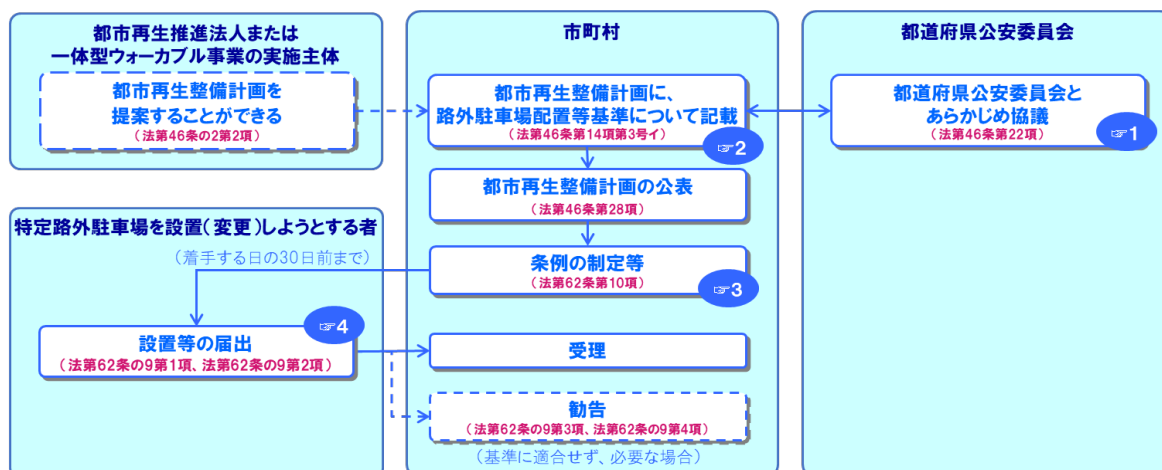
■ 制度活用による効果

- まちなかウォークアブル区域において、都市再生整備計画に、路外駐車場の配置及び規模の基準（路外駐車場配置等基準）が定められた場合、市町村の条例で定める規模以上の路外駐車場を設置しようとする場合、設置に着手する日の30日前までに市町村長への届出が必要となります。
- 届出を受けた市町村長は、届出の内容が路外駐車場配置等基準に適合しない場合、必要に応じて、届出をした者に対して勧告をすることができます。

■ 制度活用のメリット

- まちなかウォークアブル区域内の路外駐車場の配置が適正化し、歩行者の移動上の利便性及び安全性の向上を図ることができます。

■ 制度活用の手続き



※本制度の活用に関しても、都市再生整備計画の提案制度を利用することが可能です

① 事前協議

- 市町村は、都市再生整備計画に路外駐車場配置等基準について記載しようとする場合は、あらかじめ都道府県公安委員会と協議をする必要があります。(法第46条第22項第1号)

② 都市再生整備計画に、路外駐車場配置等基準について記載

- 市町村は、都市再生整備計画に以下の内容を記載します。(法第46条第14項第3号イ)
 - まちなかウォーカブル区域における路外駐車場の配置及び規模の基準(路外駐車場配置等基準)

③ 条例の制定等

- 市町村は条例に、都市再生整備計画に記載した路外駐車場配置等基準や、まちなかウォーカブル区域内で届出対象となる路外駐車場(特定路外駐車場)の規模を定めます。

④ 届出制度

- 都市再生整備計画に路外駐車場配置等基準が記載されたまちなかウォーカブル区域において、特定路外駐車場を設置(または位置、規模並びに自動車の出入口の位置を変更)しようとする者は、その設置(または変更)に着手する日の30日前までに、届出書と図面を市町村長に提出しなければなりません。(法第62条の9第1項、法第62条の9第2項)
- 市町村長は、届出があった場合、届出の内容が路外駐車場配置等基準に適合せず、歩行者の移動上の利便性及び安全性の向上のため必要な場合は、届出をした者に対して勧告をすることができます。(法第62条の9第3項)
- また、市町村長はこの勧告をした場合、必要があると認めるときは、その勧告を受けた者に対して土地の取得についてのあっせんその他の必要な措置を講ずるよう努めなければなりません。(法第62条の9第4項)

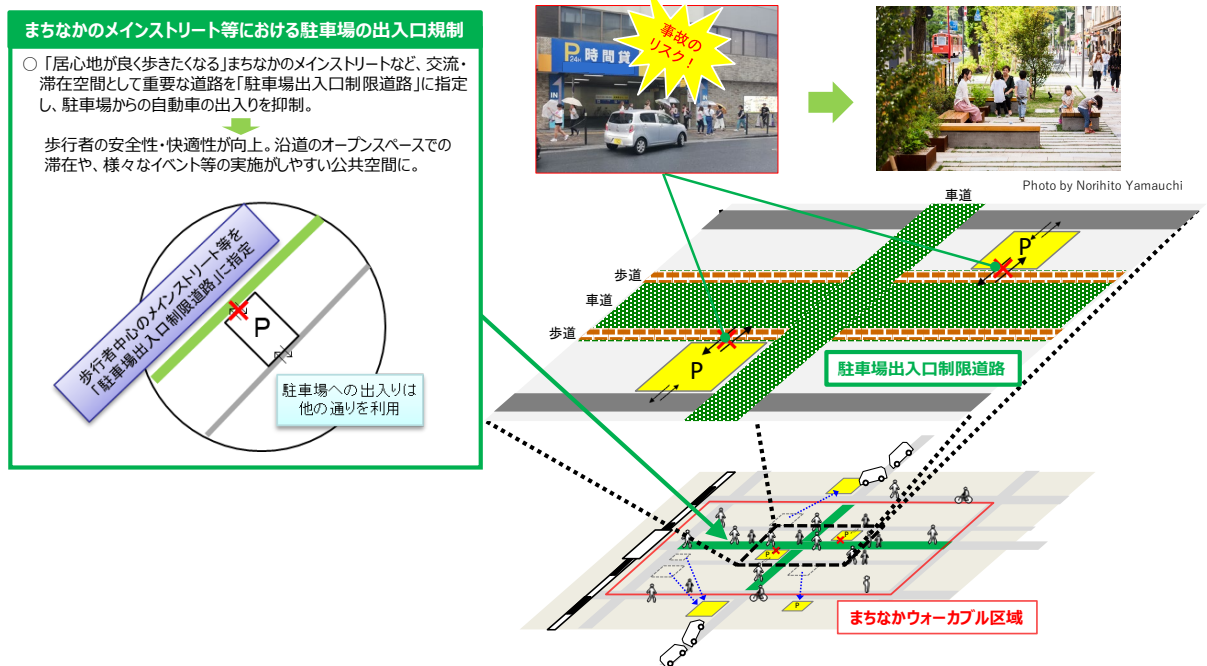
II.路外駐車場出入口の設置制限

(法第 46 条第 14 項第 3 号ロ 法第 62 条の 10 法第 62 条の 11)

■ 制度の概要

- まちなかウォークアブル区域のうち、特ににぎわいの中心となる道路について、歩行者が安全かつ快適に滞在できる空間とするため、市町村が駐車場出入口制限道路を都市再生整備計画に記載した場合、市町村の条例で定める規模以上の路外駐車場（出入口制限対象駐車場）の出入口を設けることを制限するものです。
- 出入口制限対象駐車場とは、路外駐車場であって、自動車の駐車のために供する部分の面積が駐車場出入口制限道路の交通の現状及びまちなかウォークアブル区域における催しの実施その他の活動の実施の状況を勘案して、駐車場出入口制限道路への自動車の出入りによる歩行者の安全及び滞在の快適性に及ぼす影響が大きいものとして市町村の条例で定める規模以上のものをいいます。

制度活用のイメージ



■ 対象区域：まちなかウォークアブル区域

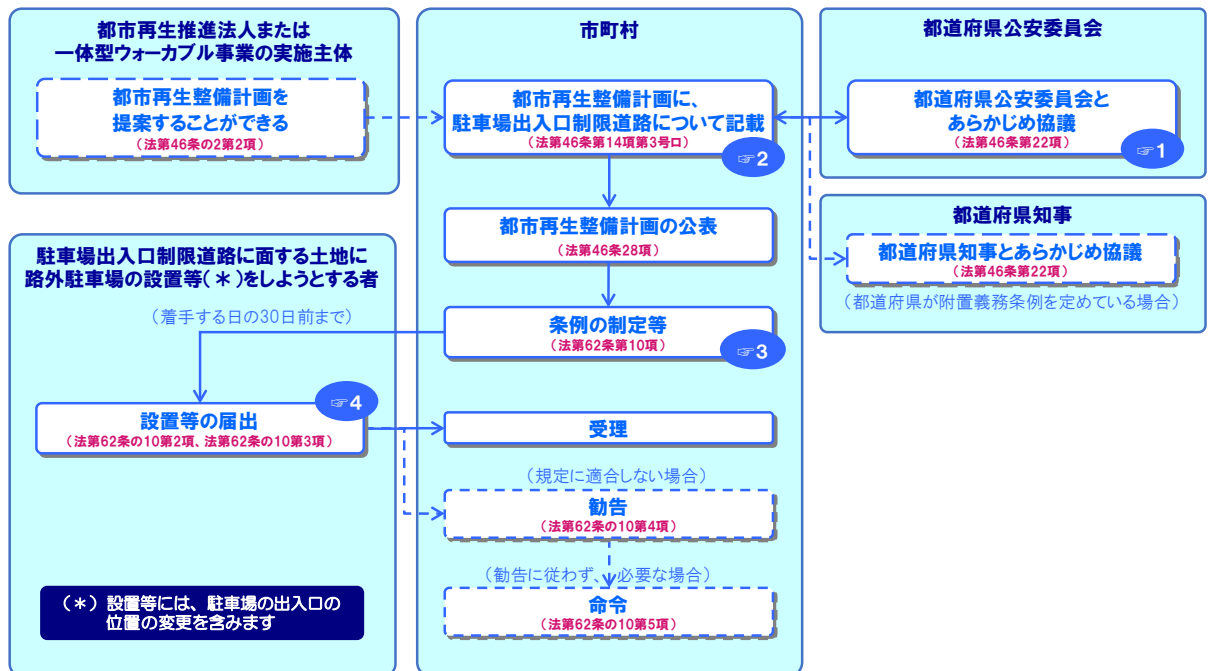
■ 制度活用による効果

- 駐車場出入口制限道路に面した土地において、市町村の条例で定める規模以上の路外駐車場の設置等をしようとする者は、出入口の設置又は位置の変更に着手する 30 日前までに市町村長への届出が必要となります。
- 届出を受けた市町村長は、届出の内容が出入口設置の規制に反している場合、届出者に対して出入口の位置に関する設計の変更等の勧告をすることができます。
- 市町村長は、正当な理由なくその勧告に係る措置をとらなかった場合には、安全かつ円滑な歩行の確保に特に支障が及ぼすおそれがあると認めるときは、当該勧告に係る措置をとるべきことを命令することができます。
- 既設の路外駐車場等についてはこの出入口制限や届出制度は適用されませんが、駐車場出入口制限道路における安全かつ円滑な歩行の確保及び催し等の円滑な実施について適正な配慮（例：出庫方向を歩行者通行量の少ない方向に指示する、など）をしなければなりません。

■ 制度活用のメリット

- 駐車場出入口制限道路沿道における歩行者の安全や滞在の快適性の確保や、催しの実施等の活動の円滑化等を図ることができます。

■ 制度活用の手続き



※本制度の活用に関しても、都市再生整備計画の提案制度を利用することが可能です

1 事前協議

- 市町村は、都市再生整備計画に駐車場出入口制限道路について記載しようとする場合は、あらかじめ都道府県公安委員会と協議をする必要があります。また、駐車場出入口制限道路について検討している区域において、都道府県が附置義務条例を定めている場合には、当該都道府県知事とも協議をする必要があります。(法第 46 条第 22 項)
- 活用にあたっては、以下の点に留意することが必要です。
 - 歩行者利便増進道路(☞P.119)と併用する場合、駐車場出入口制限道路を指定しようとする道路の道路管理者や、その指定によって新たに駐車場の出入口が設置されることとなる道路の道路管理者と事前に情報を共有して必要な調整を図ることにより、指定の効果を高めていくこと
 - 駐車場出入口制限道路の指定により、当該駐車場出入口制限道路の周辺に位置する重要物流道路等の広域的なネットワークを形成する幹線道路に駐車場の出入口が集中し、当該幹線道路の交通に支障が生じることが予想される場合、当該幹線道路を管理する道路管理者とも事前に情報を共有し、必要な調整を図ること

2 都市再生整備計画に、駐車場出入口制限道路について記載

- 市町村は、都市再生整備計画に以下の内容を記載します。(法第 46 条第 14 項第 3 号ロ)
 - 駐車場出入口制限道路に関する事項

3 条例の制定等

- 市町村は条例の規則に、都市再生整備計画に記載した駐車場出入口制限道路に関する事項や、届出の義務が生じる出入口制限対象駐車場の規模、出入口設置の禁止規定の適用が除外される場合、適用除外に該当するか否かを確認するために必要な資料等を定めます。

4 届出制度

- 都市再生整備計画に記載された駐車場出入口制限道路に面した土地において、出入口制限対象駐車場を設置(または出入口の位置を変更)しようとする者は、その設置(または出入口の位置変更)に着手する日の 30 日前までに、届出書と、出入口制限駐車場の位置、区域、自動車の出入口等を表示した図書を市町村長に提出しなければなりません。(法第 62 条の 10 第 2 項、法第 62 条の 10 第 3 項)
- 市町村長は、届出があった場合、届出の内容が駐車場出入口制限道路の規定に適合しない場合は、届出をした者に対して、期限を定めて、出入口制限対象駐車場の設計変更等を勧告することができます。(法第 62 条の 10 第 4 項)
- また、市町村長は、勧告を受けた者が、正当な理由なく当該勧告に従わず、安全かつ円滑な歩行の確保に特に支障を及ぼすおそれがある場合は、期限を定めて、当該勧告に従うよう命令することができます。(法第 62 条の 10 第 5 項)

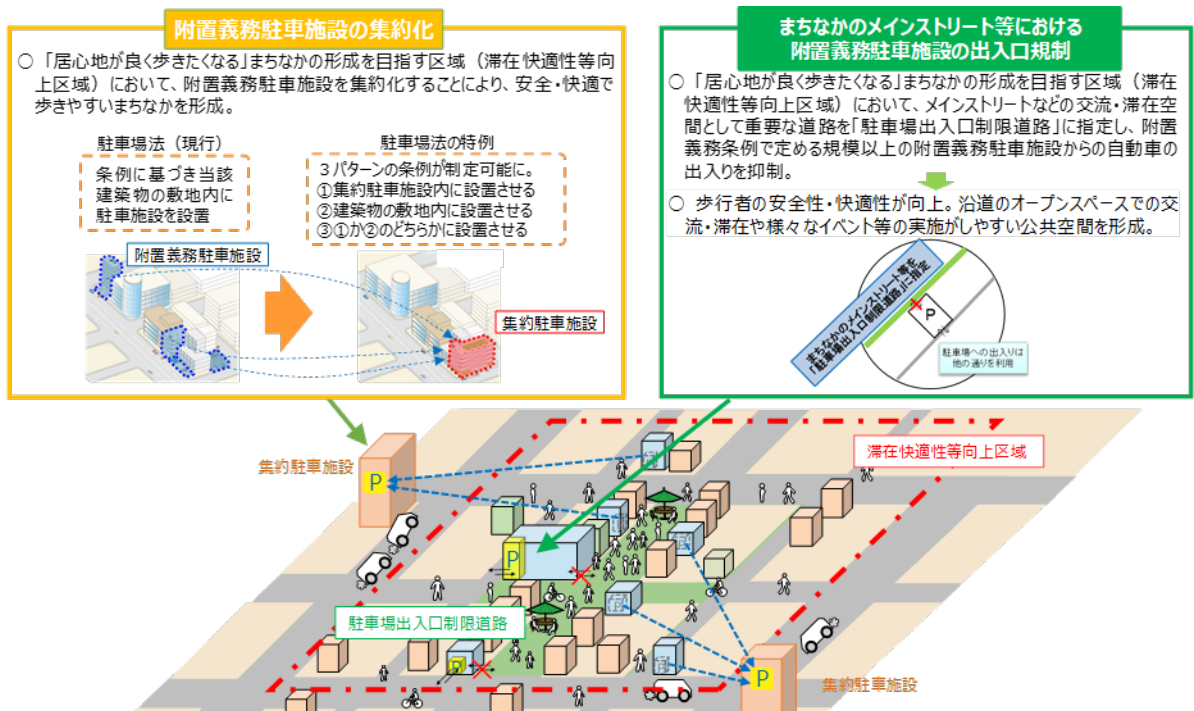
III. 附置義務駐車施設の集約化・出入口設置制限 (法第 46 条第 14 項第 3 号ハ 法第 62 条の 12)

■ 制度の背景・目的

- 駐車場法第 20 条に基づく附置義務条例により一定規模以上の建築物に附置が義務付けられている附置義務駐車施設は、原則として建築物又は建築物の敷地内に設けることとされていますが、駐車施設が建築物ごとに分散して配置されることで出入口が多く発生し、自動車と歩行者の輻輳が生じています。

■ 制度の概要

- まちなかウォークアブル区域における駐車施設の附置について、都市再生整備計画に位置付けることにより、駐車場法の特例として、次の 2 点を行うことができます。
 - まちなかウォークアブル区域における附置義務駐車施設の集約化を図るため、都市再生整備計画に集約駐車施設の位置及び規模について定めた場合は、附置義務条例に基づいて義務付けられている附置義務駐車施設を、建築物内や建築物の敷地内だけでなく、集約駐車施設に設けることができます。
 - 駐車場出入口制限道路（P.104）を定めている場合は、やむを得ない場合として条例で定める場合を除き、附置義務駐車施設の自動車の出入口を当該駐車場出入口制限道路に設けることを制限することもできます。
- 集約駐車施設の位置は、まちなかウォークアブル区域の外に設定することも可能です。



■ 対象区域：まちなかウォークアブル区域

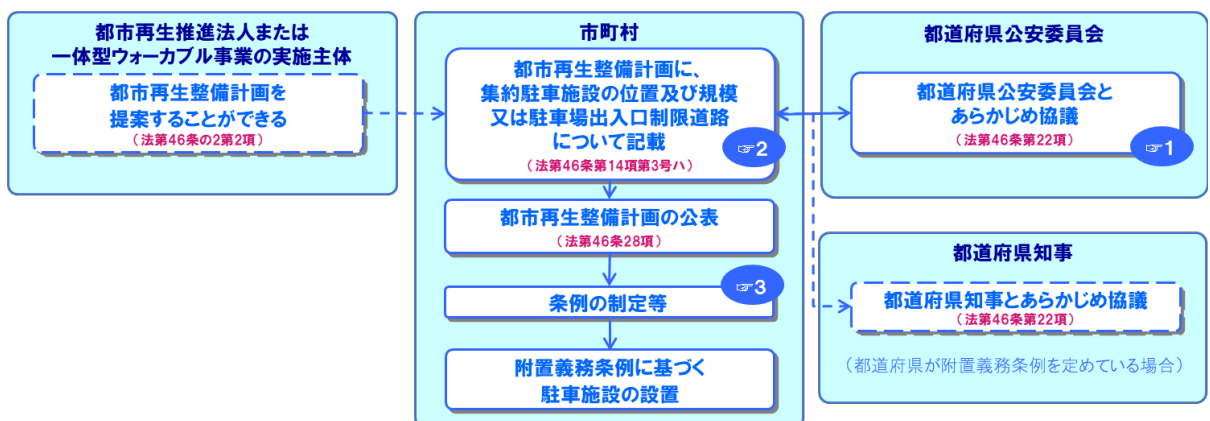
■ 制度活用による効果

- 附置義務条例に基づいて義務付けられている附置義務駐車施設を、建築物内や建築物の敷地内だけでなく、集約駐車施設に集約することができます。
- その際、「①集約駐車施設内への設置」「②建築物の敷地内への設置」「③ ①または②のどちらかへの設置」という3パターンの附置義務条例を制定することができます。
- 駐車場出入口制限道路を定めている場合は、市町村の条例で定める規模以上の附置義務駐車施設について、やむを得ない場合として条例で定める場合を除き、自動車の出入口を当該道路に接して設けることを制限することができます。

■ 制度活用のメリット

- 駐車施設が分散されることによる自動車と歩行者の輻輳を抑えられるので、まちなかウォークアブル区域内の歩行の安全と円滑化を図ることができます。
- 駐車場出入口制限道路沿道における歩行者の安全や滞在の快適性の確保や、催しの実施等の活動の円滑化等を図ることができます。

■ 制度活用の手続き



※本制度の活用に関しても、都市再生整備計画の提案制度を利用することが可能です。

1 事前協議

- 市町村は、都市再生整備計画に集約駐車施設の位置及び規模について記載しようとする場合は、あらかじめ都道府県公安委員会と協議をする必要があります。また、集約駐車施設の位置及び規模を検討している区域に、都道府県が附置義務条例を定めている場合には、当該都道府県知事とも協議をする必要があります。(法第46条第22項)

2 都市再生整備計画に、集約駐車施設の位置及び規模について記載

- 市町村は、都市再生整備計画に以下の内容を記載します。(法第46条第14項第3号ハ)
 - 集約駐車施設の位置及び規模

3 条例の改正等

- 市町村は条例に、都市再生整備計画に記載した集約駐車施設の位置及び規模等を定めます。
- (駐車場出入口制限道路を定めており、附置義務駐車施設を出入口設置制限対象とする場合)
市町村は条例に、駐車場出入口制限道路に関する事項や、出入口制限対象とする附置義務駐車施設の規模、出入口設置の禁止規定の適用が除外される場合、適用除外に該当するか否かを確認するために必要な資料等を定めます。